3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町小砂字竹ノ花三三六、三六二、字西赤土三七三三の一、三七三五の一、三七四一、三七四四、三七四七の一、字西立野三七九六の二、三七九九、三八〇三、三八一〇、三八一三の一、三八一六、三八一七、三八二一、三八二三、三八二九の一、三八二九の二、字旗沢九七八、三六四五、字東赤土四六の二、七七の一、三七五〇の一、三七五〇の一二、三七五一の一、三七五三、三七五四、三七五七、三七五八の一、三七五九、三七六〇の一、三七六一の一、三七六二、三七六三の一、三七六八、三七八二の一、字東立野三八七八の四、字南立野三八四の一、三八八九、三八九一の一、三八九一の二、三八九五、三八九八、三八九九の一、三九〇〇、三九〇二から三九〇四まで、三九〇六の一、三九〇八の二、三九〇八の三、字桃坂三六四七から三六五〇まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町梶江字迫ケ市二一の一、井原町字長川水落三一五二の六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県敦賀市山泉六七号北谷一（次の図に示す部分に限る。）、六八号兀ノ谷四の二（次の図に示す部分に限る。）、一から三まで、四の一、五の一、五の二、六八号兀ノ谷四の二、五の二、六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

六八号兀ノ谷四の二、五の二、六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県大野市下打波三一字鍋ケ平山六の一から六の三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三一字鍋ケ平山六の一から六の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県大野市上半原二六字多母谷ノ二　一の九、二七字多母谷ノ三　一の一八、一の二五、一の二七、一の三一、一の三二、一の三五、三三字多母谷ノ九　一の二六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　京都府福知山市字市寺小字ウトフ谷五八（次の図に示す部分に限る。）、五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字ウトフ谷五八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）